

★スズメバチに注意

毎年6月から10月にかけて、スズメバチの活動が活発になります。

夏にかけて野外活動の機会が増えたため、充分に注意しましょう。特にスズメバチは、ツバキ・サザンカ・キンモクセイなどの常緑広葉樹に巣を作ることが多いとされています。これらの樹の手入れをする際には、隠れたりこうに巣がないかよく確認しましょう。

○スズメバチ等に刺されないた めには

- ・ハチの巣に近づいたり、いたずらしない。
- ・ハチは黒い物に反応します。ハイキング等の時は黒っぽい服装を避けましょう。
- ・野外に出かけた時、刺激の強い香水・化粧品・ヘアースプレー等は避けましょう。
- ・野外活動中にハチと遭遇した場合は、大声で騒いだり、手で追い払う行為は危険です。姿勢を低くして速やかに離れることが重要です。
- ・缶ジュースなどを飲む時は、ハチが甘い匂いに引き寄せられるので注意しましょう。また、空き缶の投棄はスズメバチの増加の原因となります。
- ・洗濯物、布団類に紛れることががあるのでよく点検しましょう。

○もしハチに刺されたら?

- ・速やかに巣から離れ、安全な場所に避難しましょう。
 - ・清潔な水で患部を冷やし、坑ビスター(剤)含有のステロイド軟膏をつけ、早急に医師の診察を受けましょう。
- ※ハチに刺されたらアンモニアをかけるなどといふのは俗説で、効果はありません。

○町ではスズメバチの駆除は行 つてありません。

- 民有地は、自己負担で専門の害虫駆除業者に依頼してください。自分で駆除することもできますが、危険を伴いますのでおすすめできません。また、道路や公園等の公共的な場所や、所有者が不明な土地・家屋で衛生害虫が発生している場合は、役場までお問い合わせください。

★毛虫の発生に注意

毎年夏から秋にかけて「庭の木に毛虫がたくさん発生して困っています」という相談が寄せられます。所

有・管理している土地での発生状況に注意し、発生がみられる場合は、早めに駆除してください。小規模発生での駆除は簡単です。幼虫のまだ小さいうちに葉を切り取って駆除す

ることが効果的です。

※町では、町が管理している道路や公園の樹木以外の毛虫駆除は行っておりません。

- ①火災、霜害などの予防に必要な焼却
- ②落ち葉の焚き火など、日常生活上行われる軽微なもの
- ③農業を営む上で必要な稻わらや作物殻などの焼却
- ④どんど焼きなどの風俗習慣又は宗教上の行事

※これらの場合でも周囲の迷惑にならないよう注意して行ってください。また、ビニール等は有害な物質が発生し、危険ですので絶対に燃やさないでください。



廃棄物の野外焼却は 禁止です！



都市計画の変更に関する案の縦覧のお知らせ

宇都宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスター プラン）の都市計画の決定及び区域区分（線引き）の都市計画の変更に関する案の縦覧を行います。

都市計画の種類と名称

（1）宇都宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の都市計画の決

定

（2）宇都宮都市計画区域の区域区分の都市計画の変更

都市計画の案の縦覧期間及び意見書提出期間

平成23年6月28日（水）～平成23

年6月22日（水）

なお、都市計画の案について意見ある方は、縦覧期間内に知事あてに意見書を提出する」とが出来ます。意見書は期間内に提出先に到着す。



都市計画の案の概要 の決定

（1）都市計画区域マスター プランの決定
都市計画の目標、区域区分の決定の有無、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針について決定します。

（2）区域区分（線引き）の変更

以下の区域を新たに市街化区域に編入します。
・壬生町大字壬生丁の区域の一部
・高根沢町大字宝積寺の区域の一

工場や自動車などから排出される物質（窒素酸化物や揮発性有機化合物など）が太陽の紫外線を受けると、光化学反応により「光化学オキシダント」に変化します。「これが空気中に停留しスマッグ状になら」とき「光化学スマッグ」と言います。

光化学スマッグは、風が弱く、気温が高く晴れた日に発生しやすくなります。発生すると、「目がチカチカする」「頭痛がある」「鼻詰まっている」などの症状を引き起します。

光化学スマッグ注意報が出されたら

- ①屋外での激しい運動は避けましょう。
- ②自分がチカチカしたり、のどが痛くなつたときは、洗顔やうがいをして、しばらく安静にしましょう。
- ③被害を受けた方は、住民生活課生活環境係まで連絡ください。

光化学スマッグに関する情報を知りたい方は

◆ひねりの青空ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/eco/kankyou/hozon/aozora.html>

光化学スマッグ発生予報や注意報発令情報などを確認できます。

▼問い合わせ先=住民生活課

生活環境係 ☎ 028-623-2468

あき地の雑草について

あき地を放置していると雑草が生い茂り、「道路の見通しが悪くなる」「害虫が発生する」など環境悪化の原因になります。特に夏場は草が伸びやすくなり、今時期からの早めの手入れが必要になります。土地をお持ちの方は、定期的な除草・管理作業をお願いします。

なお、雑草の草刈りのような作業は、造園業者やシルバーハウスセントラルなどに依頼することもできます。

【参考】

「土地・建物」や「あき地」を清潔にしておく」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と「上三川町環境保全条例」で定められています。

▼問い合わせ先=住民生活課 生活環境係 ☎ 028-623-2468

企画調査部企画調査課 ☎ 028-623-3146
都市建設課 都市計画係 ☎ 028-623-2468
栃木県宇都宮土木事務所